

株 主 各 位

東京都千代田区神田東松下町13番地

**富士興産株式会社**

代表取締役社長 金丸 勇 一

### 第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル6階 606会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第86期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第86期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知提供書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fkoil.co.jp/ir/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載いたしておりません。従いまして、本招集ご通知提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当期における我が国経済につきましては、企業業績は好調に推移したものの、賃上げに対する動きは鈍く、国内消費の回復は当初の予想を下回りました。また、中国など新興国向けを中心とした輸出の低迷もあり、全体的に停滞感の強い展開となりました。

このような経営環境の下で、当社グループは当期を初年度としてスタートした新中期経営計画『FK17変革とチャレンジ!～強固な事業基盤の再構築を目指して～』の基本方針と事業別施策に沿って、事業に取り組んでまいりました。特に、当社グループのコア事業である石油事業におきましては、採算販売に比重を置いた営業活動に全社を挙げて傾注し、暖冬などの影響から、販売数量は減少したものの、利益は前期を上回ることができました。

子会社が営むホームエネルギー事業は、順調に推移し、前期を上回る利益を計上したものの、レンタル事業は、公共工事の大幅な減少から苦戦しました。また、新規事業として取り組んでいるメガソーラー発電事業につきましては、2ヶ所目となる発電所を群馬県に開所し、昨年9月より売電を開始しました。

この結果、当期の連結業績につきましては、売上高は、原油価格の下落による製品販売価格低下などの影響により、前期比290億円(36.7%)減少の501億円となりました。損益面では、石油事業の採算改善などから、売上総利益は、前期比34百万円(0.9%)増加の3,877百万円となりました。また、営業利益は、販売費及び一般管理費の削減額100百万円の効果も加わり、前期比134百万円(27.1%)増加の631百万円となり、経常利益も前期比148百万円(25.2%)増加の736百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益など270百万円を特別利益に、環境対策引当金繰入額など330百万円を特別損失に計上した結果、前期比17百万円(4.0%)増加の450百万円となりました。

当期の配当につきましては、連結業績や財政状態などを勘案し、当初予想（平成27年5月14日公表）の1株当たり12円から、2円を上乘せし14円の予定に変更いたしました。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事業別の営業概況は次のとおりであります。

#### 〈石油事業〉

期初には一時持ち直しの気配の見える原油価格は、世界経済の減速懸念や、OPECの生産枠維持などの影響により、期中より下げ基調となり、一時30ドル/バレルを割り込む動きとなりました（貿易統計CIF価格より）。国内の石油製品需要につきましては、需要期である冬場の気温が高めに推移したことなどの影響から、ガソリンなど一部の油種を除きほぼ全ての油種で前期を下回りました。また、製品販売価格は、原油価格下落や円高の影響により低下傾向が続きました。

このような環境の下で当社グループは、暖冬などの影響による販売数量減少や、製品仕入価格の低下に伴う在庫影響による損失の発生はあったものの、採算販売に比重を置いた営業活動に全社を挙げて取り組むとともに、新規顧客の開拓に傾注したことなどにより、石油事業の利益は、前期を上回ることができました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、製品販売価格の低下などの影響により、前期比288億円（37.8%）減少の475億円となりましたが、営業利益は、採算改善や経費の削減効果の影響により154百万円（53.5%）増加して441百万円となりました。

#### 〈ホームエネルギー事業〉

北海道道央地域に営業基盤を有するホームエネルギー事業（LPG・灯油など家庭用燃料小売事業）におきましては、節約志向の定着や暖冬などの影響から、暖房用灯油の販売数量は減少傾向となりました。また、原油価格の下落から、製品販売価格も下げ基調が続きました。

このような環境の下で当社グループは、LPGの積極的な営業活動と新規投資による供給戸数拡大を図るとともに、製品販売価格が下げ基調となる中で、採算販売の徹底にも努めました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、製品販売価格の低下などの影響により、前期比116百万円(8.2%)減少の1,291百万円となりましたが、営業利益は、前期比10百万円(7.9%)増加の140百万円となりました。

#### 〈レンタル事業〉

北海道道央地域に営業基盤を有する建設機材レンタル事業におきましては、公共工事の発注額が、前期を大幅に下回ったことなどの影響から、工事件数が減少し、期を通して低調に推移しました。

このような環境の下で当社グループは、前期に新たに開設した営業拠点を活用し、地元企業の需要取り込みに力を入れるとともに、機材に対する投資を増やし、保有機材の有効活用に努めました。しかしながら、需要減少の影響は大きく、損益面では厳しい状況が続きました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、前期比37百万円(2.9%)減少の1,249百万円となり、営業利益は、前期比29百万円(37.6%)減少の48百万円となりました。

事業区分別の売上概況は以下のとおりです。

事業区分	売上高
石油事業	47,568百万円
ホームエネルギー事業	1,291
レンタル事業	1,249

#### ②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,082百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成(取得)した主要設備

〈メガソーラー発電事業〉

太陽光発電設備 442百万円 (富士興産(株))

〈ホームエネルギー事業〉

貸与ガス設備 93百万円 (富士ホームエナジー(株))

〈レンタル事業〉

レンタル機械 218百万円 (富士レンタル(株))

### ③資金調達状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、総額20億円のコミットメントライン契約を主要取引金融機関と締結しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第83期 (平成25年3月期)	第84期 (平成26年3月期)	第85期 (平成27年3月期)	第86期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	95,596	100,395	79,149	50,109
経 常 利 益(百万円)	951	680	588	736
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,183	460	433	450
1株当たり当期純利益 (円)	135.40	52.69	49.58	51.55
総 資 産(百万円)	21,631	22,341	16,301	14,673
純 資 産(百万円)	7,831	8,244	8,642	8,771
1株当たり純資産額 (円)	896.09	943.45	988.97	1,003.80

- (注) 1. 平成24年10月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合しておりますが、第83期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
富士ホームエナジー(株)	30百万円	100%	LPG・灯油等の家庭用燃料 小口販売
富士レンタル(株)	50	100	建設機械等のレンタル

#### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済につきましては、景気刺激のための金融緩和政策も限界が指摘され、国内消費や輸出の持ち直しの動きは鈍く、景気の先行きは不透明感を強めております。

石油業界におきましては、国内の石油需要が漸減する中で、石油元売各社を中心に、需要に見合った生産体制の確立や総合エネルギー企業への転換を目的とした業界再編・事業再編が、急速に進むことが予想されております。また、これらの動きが今後の国内市場に大きく影響を及ぼすものと考えられます。

このような厳しい経営環境の下で、当社グループは、中期経営計画の2年目にあたり、当社グループを取り巻く事業環境を再認識するとともに、市場からの情報収集と分析を更にきめ細かく行ってまいります。そのうえで、機動的かつ柔軟に行動することによって、お客様のニーズに応え、販売の拡大と販路の安定化を図ってまいります。また、新規事業の拡充にも積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、大きく変動する事業環境に対応するため、コア事業である石油事業の販売基盤再構築に取り組むとともに、非石油事業の育成・展開を行い、強固な事業基盤の確立とグループ事業ポートフォリオの最適化を目指します。加えて、適正なガバナンスとCSRの実践を通じた企業価値の向上により、ステークホルダーの期待に応えてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

企業集団の主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
石油事業	石油製品等の仕入販売
ホームエネルギー事業	LPG・灯油等の家庭用燃料小口販売
レンタル事業	建設機械等のレンタル

(6) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区
札幌支店	北海道札幌市
仙台支店	宮城県仙台市
東京支店	東京都江東区
大阪支店	大阪府大阪市

(注) 本社及び東京支店は、平成27年9月14日をもって、それぞれ「東京都台東区（本社）」から「東京都千代田区（本社）」、「東京都台東区（東京支店）」から「東京都江東区（東京支店）」に移転しております。

②主要な子会社の事業所

富士ホームエナジー(株) 本社	北海道札幌市
富士レンタル(株) 本社	北海道札幌市

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
石油事業	102名	△8名
ホームエネルギー事業	34名	1名
レンタル事業	41名	4名
合計	177名	△3名

(注) 使用人数は就業員数であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
102名	△8名	46.2歳	21.6年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 30,000,000株
- ②発行済株式の総数 8,743,907株（うち自己株式 5,149株）
- ③株主数 6,726名
- ④大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
J X ホールディングス株式会社	1,005千株	11.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	887	10.2
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR S U B P O R T F O L I O )	692	7.9
立 花 証 券 株 式 会 社	394	4.5
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	339	3.9
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	172	2.0
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	140	1.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	136	1.6
大 和 証 券 株 式 会 社	109	1.3
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	105	1.2

(注) 1. 持株比率は自己株式（5,149株）を控除して計算しております。

- 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、投資信託、年金信託およびその他信託に係る株式が、870千株含まれております。また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数は、信託業務に係る株式数であります。

## (2) 会社役員の状況

### ①取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	金丸 勇一	
代表取締役 常務執行役員	牟田口 賢次郎	社長補佐、管理部門・新規事業担当
取締役 執行役員	吉田 寿一	販売部門担当
取締役 執行役員	松崎 博文	経理部長
取締役 執行役員	東 国夫	販売部長
取締役	平山 芳樹	JXエネルギー株式会社取締役副社長執行役員
常勤監査役	戸上 岩男	
監査役	渡邊 豊	
監査役	大塚 美智子	大塚公認会計士事務所公認会計士

- (注) 1. 取締役平山芳樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役渡邊豊氏及び監査役大塚美智子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役戸上岩男氏は、当社の経理部門に長年に亘って在籍し、責任者として決算手続き並びに財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
4. 監査役渡邊豊氏は、金融機関の在籍が長く業務経験が豊富であり、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
5. 監査役大塚美智子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
6. 当社は、監査役渡邊豊氏及び監査役大塚美智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ②事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
永山 民男	平成27年6月26日	任期満了	代表取締役常務
小林 和司	平成27年6月26日	任期満了	取締役大阪支店長
塩野 和志	平成27年6月26日	任期満了	社外監査役 JXホールディングス株式会社 監査部内部監査グループマネージャー

### ③取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (-)	73百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	13 (4)
合 計	10	87

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第79回定時株主総会において月額850万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第64回定時株主総会において月額250万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役は1名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成27年6月26日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名が含まれていることと、無報酬の社外取締役1名が在任しているためであります。

### ④社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役平山芳樹氏は、J X エネルギー株式会社の取締役副社長執行役員を兼任しております。

なお、同社は当社の主要株主の子会社であり、当社との間に商品仕入等の取引関係があります。

- ・ 監査役大塚美智子氏は、大塚公認会計士事務所の公認会計士を兼任しております。

なお、当社との間に資本関係及び取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 平山 芳樹	13/13回	100%	一回	一%
監査役 渡邊 豊	13/13	100	6/6	100
監査役 大塚 美智子 (平成27年6月26日就任)	10/10	100	4/4	100

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役平山芳樹氏は、取締役会において石油事業に対する知見と経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。
- ・監査役渡邊豊氏は、金融機関の出身であり、その専門的見地より監査役としての発言を行っております。
- ・監査役大塚美智子氏は、公認会計士の資格を有しており、その専門的見地より監査役としての発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役平山芳樹氏、社外監査役渡邊豊氏及び社外監査役大塚美智子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について審議を行ったうえで、監査役会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性などを勘案し、当社の会計監査人として適当でないと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

- ①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催する。
  - イ. 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。
  - ウ. 取締役会規程において、法令又は定款で定められた事項のほか、重要な財産の処分及び譲受に関する事項、多額の借財に関する事項などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定する。
  - エ. 各監査役は監査役会が定めた監査方針の下、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ア. 取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務の執行にかかる情報を社内規則の定めるところに従い適切に保存し、管理する。
  - イ. 各取締役及び監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。
- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクを網羅的・統括的に管理する社内規則を制定して、リスク管理体制を明確化する。
  - イ. 危機管理を所掌する組織としてリスク管理委員会を設置し、事業の継続性を揺るがすほどの重大なリスクが発生した場合の対応につき整備を進めていく。
  - ウ. リスク管理委員会は、社内規則の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する周知、啓発を行う。
- ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。

- ⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. コンプライアンス委員会で、役職員が法令・定款その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その周知徹底と遵守の推進を図る。
  - イ. 役職員は、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為などが行われていることを知ったときはコンプライアンス委員会などに通報・相談し、コンプライアンス委員会の責任者は、重要な案件については遅滞なく取締役会及び監査役会に報告する。
  - ウ. 内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処の体制を採る。
- ⑥次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告の体制  
当社は関係会社規程を定めて、子会社の経営管理及び経営指導を行うとともに、年一回開催する関係会社連絡会において、子会社の経営者に重要な職務の執行に関する定期報告を求める。
  - イ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は子会社のリスク管理の活動状況について定期的に報告を求める。当社が子会社からリスクの報告を受けた場合、当社のリスク管理委員会において事実関係を調査し、適切な対策を講じる。
  - ウ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - a. 当社はグループの中期経営計画を策定し、子会社の経営目標を明確にする。
    - b. 当社は子会社の事業計画等の重要事項については、子会社との事前協議を要する事項とし、その他の事項については、子会社の取締役又は監査役として選任させた当社の指名する者が出席する子会社の取締役会において決議することにより、グループの統制を図りつつ、職務執行の効率性を確保する。

- エ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は子会社に対してグループ共通の行動規範の遵守を求める。
  - b. 当社は子会社のコンプライアンス委員会の活動状況につき、年一回開催する富士興産グループ企業倫理委員会において報告を求める。
  - c. 当社は子会社の取締役又は監査役として当社の指名する者を選任させ、子会社の取締役会に出席することにより、業務の適正を確保する。
  - d. 当社は当社の内部通報制度の利用対象に子会社を含むことにより、グループ各社の内部通報に迅速に対応できる体制とする。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役スタッフは、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人とする。
- イ. 監査役スタッフの異動には監査役会の事前の同意を必要とする。

⑨監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際、監査役の指揮命令に従うものとする。

⑩次に掲げる体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制
  - a. 取締役、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。
  - b. 取締役、執行役員及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役会に報告する。

イ. 子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社及び子会社の内部通報制度に基づき通報を受けた者は、通報内容を当社の総務部長に報告し、当社の総務部長はその内容を当社監査役会に遅滞なく報告する。

⑪監査役に前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、内部通報制度に係る「ホットライン規程」において、通報者が通報したことをもって不利益な取り扱いを受けないとする定めをおく。

⑫監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に費用の前払等を請求した場合、当社は当該請求が監査役職務に必要なでない認められる場合を除き、これを負担する。

⑬その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

イ. 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

⑭反社会的勢力を排除するための体制

ア. 社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、その関係を遮断するため、基本方針・規程を定め、その徹底を図る。

イ. 反社会的勢力との関係遮断にかかる主管部署を定めるとともに、外部専門機関と緊密に連携し、会社を挙げて毅然とした態度で対応する。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

### ①コンプライアンスに対する取り組みについて

コンプライアンス委員会を当期に2回開催し、社内コンプライアンスの遵守状況を確認しております。

### ②リスク管理に対する取り組みについて

危機管理を所掌するリスク管理委員会を当期に2回開催し、当社を取り巻く環境の変化に応じたリスクの選定及び必要な対策の見直しを実施しております。

### ③取締役の職務執行について

取締役は、当期に13回開催した取締役会において、法令又は定款で定められた事項のほか、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

また、監査役は、監査役会が定めた方針の下、取締役の職務執行の監査を行っております。

### ④監査役の職務執行について

監査役は、当期に6回開催した監査役会において、監査方針、職務の分担に従い、監査報告や意見交換を行っております。

また、監査役は、取締役会への出席や代表取締役との定期会合において、必要に応じて質問や意見を述べております。

### ⑤グループ会社の管理について

関係会社連絡会を当期に1回開催し、グループ会社の重要な職務の執行やリスク管理の状況を確認しております。

また、富士興産グループ企業倫理委員会を当期に1回開催し、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を確認しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,163</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,231</b>
現金及び預金	4,418	支払手形及び買掛金	2,610
受取手形及び売掛金	5,052	未払金	470
商品及び製品	247	未払法人税等	191
繰延税金資産	149	環境対策引当金	276
その他	301	預り金	1,439
貸倒引当金	△6	その他	243
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,509</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>669</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,746</b>	退職給付に係る負債	427
建物及び構築物	1,159	役員退職慰労引当金	30
土地	1,277	修繕引当金	5
その他	1,309	環境対策引当金	5
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>113</b>	繰延税金負債	125
ソフトウェア	24	その他	76
その他	88	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,901</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>649</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	545	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,549</b>
その他	107	資本金	5,527
貸倒引当金	△2	資本剰余金	48
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,673</b>	利益剰余金	2,978
		自己株式	△5
		その他の包括利益累計額	222
		その他有価証券評価差額金	222
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,771</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>14,673</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		50,109
売 上 原 価		46,231
売 上 総 利 益		3,877
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,246
営 業 利 益		631
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	22	
そ の 他	216	238
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
そ の 他	110	133
経 常 利 益		736
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	217	
固 定 資 産 売 却 益	53	270
特 別 損 失		
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	276	
事 務 所 移 転 費 用	53	
そ の 他	0	330
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		677
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	284	
法 人 税 等 調 整 額	△57	226
当 期 純 利 益		450
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		450

（注）百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	5,527	48	2,667	△5	8,238
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△139		△139
親会社株主に帰属する 当期純利益			450		450
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	310	△0	310
当連結会計年度末残高	5,527	48	2,978	△5	8,549

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その 他有 価 差 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当連結会計年度期首残高	404	404	8,642
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△139
親会社株主に帰属する 当期純利益			450
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△181	△181	△181
当連結会計年度変動額合計	△181	△181	129
当連結会計年度末残高	222	222	8,771

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流動資産	9,578	流動負債	5,045
現金及び預金	4,071	買掛金	2,414
受取手形	522	未払金	353
売掛金	4,238	未払法人税等	179
商品及び製品	216	環境対策引当金	276
短期貸付金	70	預り金	1,618
未収入金	243	その他	203
繰延税金資産	133	固定負債	500
その他	84	退職給付引当金	370
貸倒引当金	△1	修繕引当金	5
固定資産	3,513	環境対策引当金	5
有形固定資産	2,569	繰延税金負債	97
建物	209	資産除去債務	21
構築物	399		
機械及び装置	588	負債合計	5,546
油槽	104		
土地	971	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	247	株主資本	7,322
その他	47	資本金	5,527
無形固定資産	105	資本剰余金	48
ソフトウェア	21	資本準備金	48
その他	84	利益剰余金	1,752
投資その他の資産	838	利益準備金	45
投資有価証券	527	その他利益剰余金	1,706
関係会社株式	62	繰越利益剰余金	1,706
長期貸付金	158	自己株式	△5
その他	91	評価・換算差額等	222
貸倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	222
資産合計	13,092	純資産合計	7,545
		負債純資産合計	13,092

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		47,824
売 上 原 価		44,930
売 上 総 利 益		2,894
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,452
営 業 利 益		441
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	108	
そ の 他	215	323
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20	
そ の 他	109	130
経 常 利 益		634
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	217	217
特 別 損 失		
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	276	
事 務 所 移 転 費 用	53	
そ の 他	0	330
税 引 前 当 期 純 利 益		521
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	206	
法 人 税 等 調 整 額	△58	147
当 期 純 利 益		374

（注）百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	5,527	48	48	31	1,486	1,517	△5	7,088
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△139	△139		△139
利 益 準 備 金 の 備 立				13	△13	—		—
当 期 純 利 益					374	374		374
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	13	220	234	△0	234
当 期 末 残 高	5,527	48	48	45	1,706	1,752	△5	7,322

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	404	404	7,492
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△139
利 益 準 備 金 の 備 立			—
当 期 純 利 益			374
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△181	△181	△181
当期変動額合計	△181	△181	53
当 期 末 残 高	222	222	7,545

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

富士興産株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧 野 隆 一 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 孝 明 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士興産株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士興産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月11日

富士興産株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧 野 隆 一 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 孝 明 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士興産株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

富士興産株式会社 監査役会

常勤監査役	戸	上	岩	男	ⓐ
社外監査役	渡	邊		豊	ⓑ
社外監査役	大	塚	美	智子	ⓒ

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、会社業績に応じた配当を基本としつつ、中期的な収益見通し及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案し、安定した配当の継続に努めていく方針であります。

第86期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円

総額122,342,612円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために規定の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 執行役員	(2) 執行役員
(3) 監査役	(3) <u>監査等委員会</u>
<u>(4) 監査役会</u>	<削 除>
(5) 会計監査人	(4) 会計監査人
第5条～第17条 <条文省略>	第5条～第17条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の定員)</p> <p>第18条 当会社に取締役15名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2. &lt;条文省略&gt; 3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(取締役の定員)</p> <p>第18条 当会社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>15名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2. &lt;現行どおり&gt; 3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議によって、<u>会社</u>を代表する取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、会長、社長、副社長各1名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から<u>会長、社長、副社長</u>各1名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第22条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 取締役会の招集の通知は各取締役および各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第22条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 取締役会の招集の通知は各取締役に対し、<u>会日の3日前までに</u>発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p>
<p>第23条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(議事録)  第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>第26条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)  第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)  第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第29条～第31条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)  第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(議事録)  第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第27条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)  第28条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)  第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役であるものを除く。)</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とすることができる。</p> <p>第30条～第32条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の定員)  第32条 <u>当会社に監査役4名以内を置く。</u></p> <p>(監査役の選任)  第33条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u>  2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)  第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)  第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)  第36条 <u>監査役会の招集の通知は各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(決議の方法)</u>  第37条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(議事録)</u>  第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u>  2. <u>監査役会の議事録は、10年間本店に備置く。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(監査役会規程)</u>  第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u>  第41条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第33条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u>  <u>第34条 監査等委員会の招集の通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のある場合はこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第42条～第45条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第36条～第39条 &lt;現行どおり&gt;</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かぬ まる ゆう いらい 金丸 勇一 (昭和29年8月6日生)	昭和54年4月 三菱石油㈱入社 平成17年6月 新日本石油㈱九州支店長 平成19年6月 同社執行役員九州支店長 平成20年4月 同社執行役員北海道支店長 平成21年6月 当社代表取締役副社長 平成22年6月 当社代表取締役社長 平成27年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)	13,200株
<p>&lt;取締役候補者の選任理由&gt; 金丸勇一氏は、平成22年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験及び実績を有していることから、当社の経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			
2	む た ぐら けん じ り りう 牟田口賢次郎 (昭和32年1月25日生)	昭和55年4月 日本石油㈱入社 平成17年7月 新日本石油㈱ I R 部副部長 平成19年6月 同社 C S R 推進部副部長 平成20年6月 当社監査役 平成22年4月 J Xホールディングス㈱監査部副部長 平成23年6月 当社管理部門担当取締役 平成27年6月 当社代表取締役常務執行役員 社長補佐、管理部門・新規事業担当(現任)	7,000株
<p>&lt;取締役候補者の選任理由&gt; 牟田口賢次郎氏は、管理部門における豊富な経験及び見識を有しており、当社のコーポレートガバナンスの強化及び経営の効率化の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	よしだとしかず 吉田寿一 (昭和36年12月26日生)	昭和60年4月 三菱石油㈱入社 平成26年6月 J X日鉱日石エネルギー㈱東京支店副支店長 平成27年4月 同社販売部副部長 平成27年6月 当社取締役執行役員 販売部門担当(現任)	500株
		<p>&lt;取締役候補者の選任理由&gt; 吉田寿一氏は、石油販売に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	
4	まつざきひろふみ 松崎博文 (昭和31年8月17日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年7月 当社経理部副部長 平成25年6月 当社取締役経理部長 平成27年6月 当社取締役執行役員経理部長(現任)	2,404株
		<p>&lt;取締役候補者の選任理由&gt; 松崎博文氏は、当社の経理部長を務めるなど、経理財務の豊富な知識と経験を有しており、当社の経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	
5	※ いせいすけ 岩井清祐 (昭和32年8月29日生)	昭和55年4月 日本石油㈱入社 平成16年7月 新日本石油㈱沖繩支店長 平成18年6月 同社関東第2支店長 平成22年7月 J X日鉱日石エネルギー㈱関東支店長 平成24年7月 同社執行役員広報部長 平成26年6月 同社常務執行役員 平成26年6月 バイオマス燃料供給有限責任事業組合 代表職務執行者(現任) 平成28年4月 J Xエネルギー㈱取締役常務執行役員(現任)	一株
		<p>&lt;社外取締役候補者の選任理由&gt; 岩井清祐氏は、J Xエネルギー㈱の取締役常務執行役員であり、エネルギー業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、社外取締役としての職務を遂行することが期待できると判断し、社外取締役候補者としております。</p>	

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 岩井清祐氏は、J Xエネルギー㈱の取締役常務執行役員であり、当社は同社との間に商品仕入等の取引関係があります。
- なお、他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、岩井清祐氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	あずま くに お夫 東 国 夫 (昭和33年5月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年7月 当社販売部副部長 平成25年6月 当社取締役販売部長 平成27年6月 当社取締役執行役員販売部長(現任)	2,100株
<p>&lt;取締役候補者の選任理由&gt; 東国夫氏は、販売部長を務めるなど、石油事業の販売に関する豊富な知識と経験を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、取締役候補者としております。</p>			
2	わた なべ ゆたか 渡 邊 豊 (昭和26年11月8日生)	昭和50年4月 (株)東京銀行入行 平成13年3月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)証券投資部長 平成15年2月 同行ドイツ総支配人兼デュッセルドルフ支店長 平成17年8月 (株)イリス常務取締役 平成18年1月 同社代表取締役副社長 平成26年6月 当社社外監査役(現任) 平成27年6月 (株)ジョリーパスタ社外監査役(現任)	一株
<p>&lt;社外取締役候補者の選任理由&gt; 渡邊豊氏は、金融機関の在籍が長く業務経験が豊富であり、財務及び会計に関する知見を有しているとともに、企業経営の経験を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、社外取締役候補者としております。同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。</p>			
<p>&lt;独立役員に関する事項&gt; 当社は渡邊豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は本招集ご通知43ページ記載の当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	おおつかみちこ 大塚美智子 (昭和33年11月26日生)	昭和56年4月 住友商事(株)入社 昭和61年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 平成2年8月 公認会計士登録 平成25年5月 大塚公認会計士事務所公認会計士(現任) 平成26年4月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構監事(非常勤)(現任) 平成27年4月 独立行政法人国際観光振興機構監事(非常勤)(現任) 平成27年6月 当社社外監査役(現任)	一株
<p>&lt;社外取締役候補者の選任理由&gt;</p> <p>大塚美智子氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、社外取締役候補者としております。同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。</p>			
<p>&lt;独立役員に関する事項&gt;</p> <p>当社は、大塚美智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は本招集ご通知43ページ記載の当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、渡邊豊氏及び大塚美智子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。なお、渡邊豊氏及び大塚美智子氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で、同様の内容の契約を継続する予定であります。

## ご参考：当社の社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員が次の要件のいずれにも該当しない場合、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。

- ①当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の出身者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人（以下、「業務執行者」という。））
- ②当社グループの主要な取引先またはその業務執行者（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループの売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先）
- ③当社グループの主要な借入先またはその業務執行者（直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースの借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先）
- ④当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該取引先の売上高の合計額が当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先）
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント（直近3事業年度の平均で個人の場合は年間100万円以上を得ている者。法人、団体等の場合は、当該法人、団体等の連結売上高の2%以上の額を得ている当該法人、団体等の所属者）
- ⑥当社グループから多額の寄付を得ている者（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の2%を超える寄付先）
- ⑦当社の大株主（当社の議決権総数の10%以上を有する者）または当該主要株主が法人である場合には当該主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- ⑧当社が総議決権の10%以上の議決権を有する法人等の業務執行者
- ⑨上記①～⑧までのいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の配偶者または二親等以内の親族
- ⑩過去3年間において、上記②～⑨のいずれかに該当する者

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第79回定時株主総会において使用人兼務取締役の使用人分給与を除き月額850万円以内（年額換算1億200万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬限度額を廃止し、監査等委員以外の取締役の報酬限度額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億200万円以内と定めること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、従前どおり取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員以外の取締役の報酬限度額には、使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員以外の取締役は、5名（うち社外取締役1名）となります。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第64回定時株主総会において月額250万円以内（年額換算3,000万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬限度額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3,000万円以内と定めること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

以上

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.



## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル6階 606会議室  
電話 03-3265-8211 (代表)



### 交通機関と所要時間

- ◆地下鉄 有楽町線 半蔵門方面出口より徒歩約4分
- ◆地下鉄 有楽町線・半蔵門線 4番・5番出口より徒歩約4分
- ◆地下鉄 有楽町線 永田町駅(南北線) 9番出口より徒歩約3分
- ◆地下鉄 丸の内線・銀座線 赤坂見附駅 D出口より徒歩約8分
- ◆J R 四ツ谷駅 有楽町線 四ツ谷駅より徒歩約14分

